天栄村小規模事業者持続化補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　村は村内の小規模事業者の経営の活性化を図るため、事業者が販路開拓等に取り

組む際に要する経費に対し、予算の範囲内で小規模事業者持続化補助金（以下「補助金

」という。）を交付することについて、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和５９

年天栄村規則第４号）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

（定義)

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める

　ところによる。

（１）　国要領　全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、日本商工会議所又は、国

立行政法人中小企業基盤整備機構が定める一般型の小規模事業者持続化補助金（

以下「一般型国補助金」という。）の公募要領又は低感染リスク型ビジネス枠の小

規模事業者持続化補助金（以下「低感染リスク型ビジネス枠国補助金」という。）

の公募要領をいう。

（２）　国補助金　一般型国補助金又は低感染リスク型ビジネス枠国補助金をいう。

（３）　小規模事業者　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

　　　（平成５年法律第５１号）第２条に規定する小規模事業者をいう。

（補助金の交付対象者)

第３条　補助金の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該

　当する小規模事業者とする。

（１）　小規模事業者及びその従業員（役員を含む。）が天栄村暴力団排除条例（平成２

４年天栄村条例第１号）に定める暴力団に関係していないこと。

（２）　事業を営む、若しくは営もうとする法人又は個人にあっては、当該店舗の所有

権その他の使用権限を有すること。

（３）　村税を滞納していないこと。

（補助金の対象となる事業）

第４条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和３年１月以後

　に国補助金の交付決定を受けた事業であって、村内の店舗、事業所等で実施するものと

する。

（補助金対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実

施に要した経費で、国補助金の補助対象となった経費とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額から支給を受けた国補助金の額を控除して得た

自己負担額とし、その上限額は、一般型国補助金については自己負担額の２分の１若し

くは１０万円のどちらか低い金額、低感染リスク型ビジネス枠国補助金については自己

負担額の２分の１若しくは３０万円のどちらか低い金額とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、小規模事業者持続化補助金交

付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）　国要領に係る補助対象事業実績報告書の写し

（２）　国要領に係る補助金確定通知書の写し

（３）　その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　村長は、第７条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係

る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは天栄村小規模事業者持続化補

助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を

交付すべきでないと認めるときは天栄村小規模事業者持続化補助金不交付決定通知書（

様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の取消等）

第９条　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交

付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部

を返還させることができる。

（１）　偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（２）　国要領に規定する違反行為により国補助金の交付決定について取消し又は返還

命令を受けたとき。

（書類の整備）

第１０条　補助金の交付を受けた者は、当該補助金に関する書類等を整備し、補助金交付

の日の属する会計年度の翌会計年度から５年を経過する期間保管しなければならない。

（補助金の交付請求）

第１１条　申請者は、交付決定通知書を受けたときは、天栄村小規模事業者持続化補助金

交付請求書（様式第４号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１２条　補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　天栄村長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

天栄村小規模事業者持続化補助金交付申請書

　　　天栄村小規模事業者持続化補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を

添えて補助金の交付を申請します。

　　　１　交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　２　添付書類　　　　国庫補助金に係る交付決定通知書類の写し

　　　　　　　　　　　　　　（１）国要領に係る補助対象事業実績報告書の写し

　　　　　　　　　　　　　　（２）国要領に係る補助金確定通知書の写し

　　　　　　　　　　　　　　（３）その他村長が必要と認める書類

補助金交付の決定にあたり、私の納税に関する情報を公募等により確認することを

承諾します。

　　　　年　　　月　　　日

　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　天栄村長

天栄村小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました天栄村小規模事業者持続化補助

金について、下記のとおり交付決定したので、天栄村小規模事業者持続化補助金交

付要綱第８条の規定により通知します。

記

交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

様式第３号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　天栄村長

天栄村小規模事業者持続化補助金不交付決定通知書

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました天栄村小規模事業者持続化補助

金について、下記の理由により不交付と決定したので、天栄村小規模事業者持続化

補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

　　　理　由

様式第４号（第１１条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　天栄村長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

天栄村小規模事業者持続化補助金交付請求書

　　　　　　　年　　月　　日付け　　　　　　　第　　　号で交付決定のありました

天栄村小規模事業者持続化補助金事業について、次のとおり補助金を請求します。

記

　　　１　補助金請求額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　２　振込先

　　　　　　金融機関名　　　　　　　　　　　　　　　　支店名

　　　　　　預金種類　　　　普通　　・　当座

　　　　　　口座番号